

情報告知板

源泉所得税の納期の特例と納付

給与など、支払いの際に徴収した所得税は、その徴収した月の翌月10日までに納付しなければならぬことになっており、また、納付すべき源泉所得税がない場合でも、給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）を税務署へ提出していただくようお願いしています（国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用または郵送等によっても提出できます）。

ところで、給与の支給人員が常時10人未満の事業所では、一定の手続きをすることにより、毎月の納付を年2回の納付で済ませることができ、これを「源泉所得税の納期の特例」といいます。

この制度を利用しますと、1月から6月までに支払った給与などの所得から源泉徴収した所得税は7月10日までに、7月から12月までに支払った給与などの所得から源泉徴収した所得税は翌年の1月10日までに納付することができます。ただし、給与の支給人員が常時10人未満でなくなった場合には、その旨の届出書を遅

延なく税務署に提出しなければなりません。

また、納期の特例の承認を受けている源泉徴収義務者の方で、一定の手続きを行えば、7月から12月までの分については、翌年の1月20日が納期限となる「納期限の特例」の制度もあります。

これらの制度をまだ利用されていない源泉徴収義務者の方には、この機会に利用されるようお勧めします。

なお、既に「納期の特例」を利用されている源泉徴収義務者の方は、平成21年1月から6月までに徴収した分について、忘れずに7月10日（金）までに納付してください。

「源泉所得税の納期の特例」などのことでお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

大隅税務署
TEL 099-482-0007
鹿児島税務相談室
TEL 099-255-8118



無料歯科健診と健康相談の案内

今年も歯の衛生週間が近づいてきました。そこで、曾於郡歯科医師会では、無料歯科健診と健康相談を市郡内各町民の方々を対象に次のとおり行います。

【日時】

平成21年6月6日（土）
14:00～16:00

【場所】

志布志市志布志町「アピア」
1階パブリックコーナー

【内容】

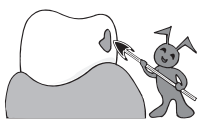
歯科健診、歯みがき指導、歯科全般に関する相談、保健師による健康相談など

【対象者】

どなたでも相談できます。ご家族・ご近所お誘いあわせのうえお越しください。多数のご参加をお待ちしています。

【主催】

曾於郡歯科医師会
曾於郡歯科医師会
公衆衛生担当 中原正和
TEL 099-487-13210



広告

鹿児島労働局長登録教習機関（産業車両技能講習）

弊社では就労機会創出、技能人材育成と地域における労働安全を視点とした産業振興を目的として、産業車両教育訓練事業を展開しております。

フォークリフト（1t以上）	4日間コース	¥43,000
小型移動式クレーン（5t未満）	3日間コース	¥46,000
玉掛け（1t以上）	3日間コース	¥25,000

志布志自動車学校・ロジスティック志布志

志布志市志布志町安楽 6349 TEL099(472)1325

広告

JA住宅ローンとくどくキャンペーン！！

JA住宅ローン〔保証料一括型〕（5月の金利です）金利は、毎月見直します。

当初2年固定	当初3年固定	当初5年固定	当初10年固定	当初15年固定	当初20年固定
年 1.35%	年 1.40%	年 1.45%	年 1.85%	年 2.40%	年 2.55%

給与振込みもしくは公共料金3件以上で更に0.2%優遇いたします。

特約終了後は、更にその時点の基準金利から0.9%優遇します。

お問い合わせ先 **そお鹿児島農業協同組合** 本所 099-482-6807
大崎支所 099-476-2113